

岡山県立林野高等学校同窓会会則

(昭和51年8月16日 改正)

(昭和58年8月14日一部改正)

(平成3年8月15日一部改正)

(平成5年8月15日一部改正)

(平成6年8月14日一部改正)

(平成9年8月14日一部改正)

(令和元年8月11日一部改正)

第1条 本会は、岡山県立林野高等学校同窓会という。

第2条 本会の事務局は岡山県立林野高等学校（以下母校と略称）内に置き、事務局長1名、書記1名、会計1名を置く。

第3条 本会の目的は次のとおりとする。

1. 会員相互の親睦を図る。
2. 会員と母校の連絡を密にする。
3. 母校の発展に協力する。

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

正会員 卒業生（倉敷女学校以来の全て）

特別会員 現職員・旧職員

推薦会員 役員が推薦した者

準会員 中途転出・退学者

第5条 本会の役員は次のとおりとする。

会長（1名）、副会長（3名）、理事（15名以内）、監査委員（3名）

会長は理事会において選任し、総会において承認を得るものとする。

他の役員は理事会の推薦により、会長が委嘱する。

役員任期は2カ年とし、再任を妨げない。

第6条 本会には顧問を置く。顧問は、母校校長、並びに理事会の推薦により委嘱された者とする。

第7条 本会の会議は、総会、理事会、監査委員会とする。

総会は、毎年1回、山の日を開催する。

総会においては、予算・決算の承認、その他の事項を協議・決定する。

本会の会議の議決は、出席会員の過半数によりこれを決する。

理事会は、必要に応じて随時開催し、各種の業務を執行する。

第8条 本会の経費は、入会金、寄付金、及び雑収入を以て支弁する。

会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9条 本会則は昭和27年4月1日より実施する。

附則

第10条 本校卒業生は、卒業時に入会金として金4,000円を納入するものとする。